

県北広域振興局長告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年3月9日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 戸呂町軽米線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
久慈市山形町戸呂町第11地割38番14地先内	新	m 58.3~14.3	m 336.4
	旧	51.0~14.3	336.4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成24年3月9日から同年4月9日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 395号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
久慈市夏井町鳥谷第2地割13番1地先から第1地割21番1地先まで	新	m 28.1~6.5	m 454.0
	旧	21.3~6.5	454.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成24年3月9日から同年4月9日まで